高梁川水系水利用協議会

報道発表

配布先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ
倉敷記者クラブ

発 表 日	令和 8年 11月17日
発 表 者	高梁川水系水利用協議会 事務局

高梁川水系水利用協議会 第４回渇水調整会議を開催します

～取水制限解除について協議します～

令和8年10月2日より第3次取水制限を実施しておりますが、高梁川水系の主要6ダムの合計貯水量が回復に転じたことから、取水制限解除について協議します。

１． 実施の理由

高梁川水系の主要６ダムが平年並み貯水量（別紙１）となったことから、「高梁川渇水調整に関する行動計画」及び「高梁川水系 渇水対応タイムライン」（別紙２）に基づき、取水制限解除を協議するため。

２． 開催概要

【開催日時】
令和８年１１月１８日（水） １０：３０～１１：３０
【会場】
国土交通省岡山河川事務所 ２階会議室
（岡山市北区鹿田町２丁目４番３６号）
【議題】
・流域内降水量、河川流量、ダム貯水量の状況
・今後の降水量等の見通し
・取水制限解除について
【協議会委員】
別紙３のとおり

３． 取材について

会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は、冒頭挨拶までとさせていただきます。冒頭挨拶後につきましては、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。

なお、会議終了後、協議会委員に対して個別に取材が可能です。取材を希望される場合は、取材申込書（別紙４）に必要事項を記載の上、お申し込み下さい。

＜問い合わせ先＞
高梁川水系水利用協議会 事務局
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 ０８６－２２３－５１０１（代表）
副所長 岩田（いわた） 輝貴（てるき） （内線２０６）
占用調整管理官 土井（どい） 学（まなぶ） （内線３０３）
管理課長 山本（やまもと） 智一（としかず） （内線３３１）

別紙１

三水系の主要ダムの貯水状況

速報値

高梁川水系　主要ダム貯水量

（2026年11月17日 午前9時現在）

ダム名	利水容量（千m3）	貯水量（千m3）	※1貯水率（%）	前日との増減（千m3）	備考
千屋ダム	14,200	9,338	65.8	147	
河本ダム	5,252	5,252	100.0	0	6つのダムの貯水率は 68.8 %です。
高瀬川ダム	580	580	100.0	0	（6つのダムの平年貯水率は 67.4 %）
三室川ダム	4,100	3,852	94.0	82	
小阪部川ダム	15,136	7,923	52.3	186	前日の流域平均降水量は 0.1 mmです。
新成羽川ダム※2	67,295	46,348	68.9	2,531	
計	**106,563**	**73,293**	**68.8**	**2,946** (2.8%)	

※1 貯水率は洪水期利水容量に対する貯水量の比率
※2 新成羽川ダムの貯水量は前日に比べて変動していますが、これは降水による他に揚水発電※3によるものです。
※3 揚水発電とは、上流ダムから発電放流した水を下流ダムで貯留し、その水を上流ダムにくみ上げて、再度、発電放流するものです。

旭川水系　主要ダム貯水量

（2026年11月17日 午前9時現在）

ダム名	利水容量（千m3）	貯水量（千m3）	※貯水率（%）	前日との増減（千m3）	備考
湯原ダム	72,000	39,674	55.1	1,322	2つのダムの貯水率は 67.9 %です。
旭川ダム	28,772	28,772	100.0	0	（2つのダムの平年貯水率は 68.5 %）
計	**100,772**	**68,446**	**67.9**	**1,322** (1.3%)	前日の流域平均降水量は 0.2 mmです。

※ 貯水率は洪水期利水容量に対する貯水量の比率

吉井川水系　主要ダム貯水量

（2026年11月17日 午前9時現在）

ダム名	利水容量（千m3）	貯水量（千m3）	※貯水率（%）	前日との増減（千m3）	備考
苫田ダム	28,100	27,612	98.3	38	3ダム、2堰の貯水率は 95.0 %です。
津川ダム	1,950	1,939	99.4	10	（3ダム、2堰の平年貯水率は 90.8 %）
八塔寺川ダム	770	770	100.0	0	
新田原井堰	2,000	1,372	68.6	−12	前日の流域平均降水量は 0.5 mmです。
坂根堰	1,600	1,019	63.7	19	
計	**34,420**	**32,712**	**95.0**	**55** (0.2%)	

※ 貯水率は洪水期利水容量に対する貯水量の比率

別紙２

高梁川水系　渇水対応タイムライン

運用開始日：令和　5年　2月17日

6ダム貯水量	6ダム貯水率	渇水（貯水量等）の状況及び期間	調整の目安	取水制限解除（緩和）の目安	河川管理者	ダム管理者	上水道事業者	工業用水（道）事業者	かんがい事業者	発電事業者
107,000千㎥ ～ 59,000千㎥	100% ～ 55%程度	渇水発生前 平常時 59,000千㎥　55%程度	千屋ダム、河本ダム、高瀬川ダム、三室川ダム、小阪部川ダム及び新成羽川ダム（6ダム）の貯水量の合計が54,000千㎥（50%）を下回る恐れがある場合 ▼59,000千㎥（55%）程度　渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限（全面）解除	【平時からの適正な河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇河川管理者及びダム管理者との調整
59,000千㎥ ～ 43,000千㎥	55%程度 ～ 40%程度	準備期 約14日程度 貯水率が減少傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況 54,000千㎥　50%程度 48,000千㎥　45%程度 46,000千㎥　43%程度 43,000千㎥　40%程度	▼54,000千㎥（50%）程度　渇水調整準備会開催 6ダムの貯水量の合計が43,000千㎥（40%）を下回る恐れ等がある場合で、水利使用者からの申請があった場合又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合 ▼担当者による事前打合せ ▼48,000千㎥（45%）程度　渇水調整会議招集準備 ▼46,000千㎥（43%）程度　渇水調整会議開催（第1回） ※取水制限実施について協議 過去の実績（上水5%・工水10%・農水20%）を参考に調整・協議が整い次第取水制限開始 渇水調整会議の結果に基づき取水制限開始 ※6ダム統合運用開始	協議会による協議 取水制限（一時）解除	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇適正な利水補給及び河川環境の確認（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 【渇水対策の推進】 ◇渇水調整準備会の開催及び情報提供 ◇ダム統合運用を想定した事前調整等 ◇渇水調整会議の開催及び情報提供	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水調整準備会への参加 ◇ダム統合運用を想定した事前調整等 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備（準備） ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇市民等への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備（準備） ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇工業用水道事業者から受水者への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備（準備） ◇渇水調整準備会への参加 ◇農家への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備（継続） 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備（準備） ◇渇水調整準備会への参加 ◇河川管理者及びダム管理者との調整（継続） ◇渇水調整会議への参加
43,000千㎥ ～ 25,000千㎥	40%程度 ～ 23%程度	渇水調整期 約15日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 35,000千㎥　33%程度 32,000千㎥　30%程度 25,000千㎥　23%程度	▼担当者による事前打合せ ▼35,000千㎥（33%）程度　渇水調整会議招集準備 ▼32,000千㎥（30%）程度　渇水調整会議開催（第2回） ※取水制限実施について協議 過去の実績（上水10%・工水10%・農水30%）を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼担当者による事前打合せ ▼25,000千㎥（23%）程度　渇水調整会議招集準備	協議会による協議 取水制限緩和 （段階的に制限緩和）	【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等立ち上げ （概ね43,000千㎥を下回るとき） ◇適正な利水補給及び河川環境の確認（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視（継続） 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化 ◇渇水調整会議の開催及び情報提供（継続） ◇HP等による広報の実施 ◇環境調査の実施	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化（継続） 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用への移行 ◇取水制限のための利水補給調整 ◇渇水調整会議への参加（継続）	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇市民等への節水呼びかけ ◇地下水及び他水系の河川水の利用 ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応 ・給水車派遣準備 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇工業用水道事業者から受水者への節水呼びかけ ◇地下水の利用 ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応 ・製造への影響調査 ・工業用水事業者による操業計画見直し ・工業用水事業者による一部生産停止等	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化 ◇農作物への影響把握 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇農家への節水呼びかけ ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応 ・被害情報の収集 ・番水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇発電施設への影響の監視 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応 ◇発電施設状況の情報共有
25,000千㎥ ～ 14,000千㎥	23%程度 ～ 13%程度	異常渇水期 約9日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 21,000千㎥　20%程度 14,000千㎥　13%程度	▼21,000千㎥（20%）程度　渇水調整会議開催（第3回） ※取水制限実施について協議 過去の実績（上水20%・工水30%・農水50%）を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼担当者による事前打合せ ▼14,000千㎥（13%）程度　渇水調整会議招集準備		【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置（継続） ◇適正な利水補給及び河川環境の確認（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視（継続） 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化（継続） ◇渇水調整会議の開催及び情報提供（継続） ◇HP等による広報の実施（継続） ◇環境調査の実施（継続） ◇死水の取水検討	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化（継続） 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用（継続） ◇取水制限のための利水補給調整（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇死水の取水検討	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇市民等への節水呼びかけ（継続） ◇地下水及び他水系の河川水の利用（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ・給水制限(減圧給水)の検討 ・給水車による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇工業用水道事業者から受水者への節水呼びかけ（継続） ◇地下水の利用（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ・製造への影響調査 ・工業用水事業者による操業計画見直し ・工業用水事業者による一部生産停止等 ・工業用水道事業者による給水制限（時間断水）の検討	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化（継続） ◇農作物への影響把握（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇農家への節水呼びかけ（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ・被害情報の収集 ・番水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇発電施設への影響の監視（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ◇発電施設状況の情報共有（継続）
14,000千㎥ ～ 0千㎥	13%程度 ～ 0%	危機的渇水期 約12日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況 10,700千㎥　10%程度 0千㎥　枯渇	▼10,700千㎥（10%）程度　渇水調整会議開催（第4回） ※取水制限実施について協議 過去の実績（上水30%・工水50%・農水70%）を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼10,700千㎥（10%）未満　渇水調整会議開催（第5回） ※取水制限実施について協議 過去の実績（上水40%・工水70%・農水90%）を参考に調整・協議が整い次第取水制限強化		【渇水を想定しての適正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置（継続） ◇適正な利水補給及び河川環境の確認（継続） ◇自流のみとなった場合の枯渇対策検討 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視（継続） 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化（継続） ◇渇水調整会議の開催及び情報提供（継続） ◇HP等による広報の実施（継続） ◇環境調査の実施（継続） ◇死水の取水検討（継続）	【渇水を想定しての適正なダム運用】 ◇適正なダム運用による利水補給（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視強化（継続） 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用（継続） ◇取水制限のための利水補給調整（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇死水の取水検討（継続）	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化（継続） ◇市民生活等への影響把握 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇市民等への節水呼びかけ（継続） ◇地下水及び他水系の河川水の利用（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ・給水制限(時間断水)の検討 ・給水車による給水活動 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備（継続） ◇取水管理状況の情報共有（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇取水地点の河川状況監視強化（継続） ◇農作物への影響把握（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇農家への節水呼びかけ（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ・被害情報の収集 ・番水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を想定しての適正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検並びに整備（継続） 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集（継続） ◇発電施設への影響の監視（継続） 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築（継続） ◇渇水調整会議への参加（継続） ◇取水制限への対応（継続） ◇発電施設状況の情報共有（継続）

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「千屋ダム・河本ダム・高瀬川ダム・三室川ダム・小阪部川ダム・新成羽川ダムの貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。
※平成20年7月に策定した「高梁川渇水調整に関する行動計画」に従って、タイムラインを作成したものであり、当該行動計画の趣旨と相違するものではありません。
※ダム貯水率の減少スピードにより、渇水調整会議の開催時期は前後する可能性が有ります。（その場合、必要に応じて各利水者からのご意見を聴取する場合があります。）
※渇水対応後に関係機関が共同して、PDCAサイクルを通じて課題の抽出と改善の方向性を共有し、渇水対応タイムラインを改善するPDCAサイクルを絶えず継続するものとします。

別紙３

高梁川水系水利用協議会　関係機関

	機　関　名
1	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
2	岡山県　保健医療部
3	岡山県　農林水産部
4	岡山県　土木部
5	岡山県　企業局
6	新見市　建設部
7	高梁市　土木部
8	倉敷市　水道局
9	岡山県南部水道企業団
10	備南水道企業団
11	岡山県西南水道企業団
12	岡山県広域水道企業団
13	倉敷市　文化産業局　農林水産部
14	湛井十二箇郷組合
15	湛井十二箇郷組合議会
16	上原井領土地改良区
17	高梁川東西用水組合
18	総社市　産業部
19	上成乙島用水組合
20	笠岡湾干拓土地改良区
21	浅口市　産業建設部
22	アサヒ飲料(株)　岡山工場
23	(株)クラレ倉敷事業所
24	中国電力(株)電源事業本部東部水力センター
25	高梁川用水土地改良区

計25機関

別紙４

高梁川水系水利用協議会　事務局
国土交通省　中国地方整備局
岡山河川事務所　占用調整課　田村　宛
申込先　Email：okakawasuiri@cgr.mlit.go.jp

取 材 申 込 書

取材を希望される方は必要事項を記載のうえ、上記申込先へメールでお申し込み下さい。
申込みは、11月17日（火）中にお願いします。

令和8年11月　日

会社名・部局名
取材者の役職・氏名・連絡先（代表者のみ）
代表者（役職・氏名）：
連絡先（携帯番号等）：
取材人数
名

＜連絡事項＞
・取材にあたっては、職員の指示に従い、会議の妨げにならないようご協力をお願いします。